

## 日本血液事業学会規約

第1条 本学会は日本血液事業学会と称し、事務局は日本赤十字社血液事業本部内に置く。

第2条 本学会は血液事業に関する学術的研究を行うとともに知識と技術の向上を図りもって血液事業の推進発展を期することを目的とする。

第3条 本学会は次の事業を行う。

- (1) 血液事業に関する学術的研究
- (2) 学術研究発表のための総会
- (3) 血液学、輸血学に関する講演会、研修会
- (4) 血液事業に関する出版物の発刊
- (5) その他

第4条 本学会の会員は次の者とする。

会員は、本学会が主催する事業に参加し、また学会誌に学術発表をすることができる。

(1) 日本赤十字社血液センター（日本赤十字社血液事業本部中央血液研究所、日本赤十字社血漿分画センター、日本赤十字社血液管理センターを含む。以下「血液センター」という。）および日本赤十字社血液事業本部の職員（A会員）

(2) 日本赤十字社の本社、支部、および病産院、その他の施設の職員であって入会を希望する者（B会員）

(3) 日本赤十字社の職員以外の者で血液事業に関心を持ち、入会を希望し役員会で認めた者（C会員）

(4) 本会には役員の推薦および評議員会の承認を得て、名誉会員をおくことができる。

第5条 本学会に事務部会、技術部会を置く。

第6条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 常任幹事 1 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会計監事 2 名
- (5) 部 会 長 2 名

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本学会を代表し、会務を総轄する。
- (2) 常任幹事は会長を補佐し、会長に事故ある時は業務を代行する。

(3) 幹事および部会長は会長が予め委任した会務を執行する。

(4) 会計監事は決算を監査し、会計帳簿、現金、物品等を検査する。

第8条 本学会に評議員会を置く。

2. 評議員会の定数は血液センター数とする。

3. 評議員会は第9条に定める評議員により構成する。

4. 評議員会においては次に掲げる事項を議決する。ただし評議員会が軽微と認めた事項はこの限りでない。

(1) 収支予算

(2) 事業計画

(3) 収支決算

(4) 規約の変更

(5) その他規約で定めた事項

5. 評議員会は評議員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

評議員に事故あるときは、当該評議員の属する血液センターの会員の中から当該評議員が指名した者を評議員の代理として評議員会における任務を代行させることができる。

6. 評議員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

規約変更の議決は出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

7. 会長は特別の事情があるときは、評議員会を招集しないで評議員に議案を送付し文書をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

8. 評議員会の議長は、会長がこれに当るものとする。

第9条 役員および評議員の選出は次による。

(1) 会長は評議員会においてこれを決定する。

(2) 常任幹事は日本赤十字社血液事業本部総括副本部長とし、会長が委嘱する。

(3) 幹事および会計監事は評議員会の同意を得て会長が委嘱する。

(4) 部会長は幹事の中から会長が委嘱する。

- (5) 評議員は各血液センターごとに1名とし、所長または所長の指名した者とする。
- 第10条 役員および評議員の任期は2年とし再任を妨げない。
2. 役員および評議員に欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第11条 総会は年に1回とし会長が招集する。
2. 臨時総会、役員会、評議員会および部会では会長が必要に応じ招集するものとする。
3. 総会の開催に当っては会長が評議員会にはかつて総会長を委嘱する。
- 第12条 本学会の経費は会費および日本赤十字社の支出金その他の寄附金をもってこれにあたるものとする。
- 第13条 会費の額は別に定める。

第14条 本学会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条 総会において発表された研究内容、その他会務については機関誌上において掲載するものとする。

第16条 この規約に定めるもののほか、本学会の運営に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て定めることができる。

(附 則)

この規約は昭和52年7月19日より施行する。

改正 昭和54年4月

昭和56年11月

昭和60年8月

平成3年9月

平成14年9月

平成16年11月

平成19年6月1日

(適用平成19年4月1日)

## 細 則

### 日 本 血 液 事 業 学 会 名 誉 会 員

第1条 日本血液事業学会規約第4条(4)に定める名誉会員候補者は、次の基準によるものとする。

(1) 過去に総会長経験者で、現に施設の名誉所長であること。

(2) 学会運営に特に顕著な功労があった者。

第2条 名誉会員は、評議員会に出席し、本学会に対して助言することができる。ただし、議決権を有しない。

第3条 名誉会員が学術研究発表のための総会に参加する場合、参加費および会員交年会費を免除する。

第4条 名誉会員は、年会費を免除する。また学会誌を贈呈する。

(附則)

この細則は平成14年9月10日より施行する。